

下越地域医療連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下越地域医療連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 協議会は、新発田地域振興局健康福祉環境部長が村上地域振興局健康福祉部長と協議の上、必要に応じて招集し、次に掲げる事項を協議する。

(1) 下越保健医療福祉圏域（以下「圏域」という。）における地域保健医療計画の推進及び進行管理に関すること。

(2) 圏域における5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）、6事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症の発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。））及び在宅医療に係る医療連携体制の構築及び推進に関すること。

2 協議会の進行は、委員の互選により選出した議長が行う。

(委員等)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから必要に応じて依頼する。

(1) 保健医療福祉関係者

(2) その他必要と認める者

2 委員のほか、必要に応じて、関係市町村の職員、県福祉保健部職員の出席を求めることができるものとする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、新発田地域振興局健康福祉環境部において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年10月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年8月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月18日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月13日から実施する。

2 この要綱の実施前に改正前の下越地域医療連絡協議会運営要綱第3条第1項により依頼した協議会の委員は、なお、医療法第30条の14に規定する協議の場（地域医療構想調整会議）の構成員とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。